

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金者である場合]

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	211	1,110						
内、実行に係る貸付債権の額	75	795						
内、謝絶に係る貸付債権の額	0	14						
内、審査中の貸付債権の額	135	291						
内、取下げに係る貸付債権の額	0	8						

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表6) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金者である場合]

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	18	85						
内、実行に係る貸付債権の数	6	64						
内、謝絶に係る貸付債権の数	0	1						
内、審査中の貸付債権の数	12	19						
内、取下げに係る貸付債権の数	0	1						

※ 件数・金額は、法施行日(平成21年12月4日)以降からの累計です。

※ 中小企業者には、一般事業を行う個人のお客さまを含みます。

※ 申込み、謝絶、取下げの定義等は、「中小企業者等に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令」に基づいております。